

## 質保証システム部会（第10回）における大学設置基準等に関する主な意見

## （大学設置基準）

- 日本の大学は「混合大学」に向かうべき。これを実現するためのチームティーチング、分野融合した教育、海外の大学とのクロス・アポイントメントなどをやっていくのに、設置基準上どのような障害があるのか、解決のためにはどうしたらいいのかを具体的にしていけるべき。
- 必要最低限な基準である大学設置基準について、何が問題になっていて、何を改善していくべきなのかを確認すべき。
- 普通のマーケットと違って、高等教育はサービス提供側とそれを受け取る側の情報格差が非常に大きい。中で、時代の変化に対応して大学が変わっていくために、かつ、学生保護の観点からも、設置基準はナショナルミニマムとして設定し、国が認可の際に保証する基準とする必要がある。
- 学位プログラムによる人材育成を推進しようとする一方で、今の組織体制は学部ごとになっており、学部と学位プログラムの関係が分かりづらい状況があるので整理が必要。
- 大学や大学のプログラムは、学位を出すという唯一の役割を担っている。誰が、どういう基準で学位を出すことを認め、あるいは不要な基準をどう除くかという議論が必要。現状の設置基準は何でもできるようになっていると思う。
- 足かせになっている設置基準を見直し、特段に優れた大学を作り出せるような環境整備も非常に重要だが、その規制緩和を利用して低水準の大学が参入する可能性も懸念する。規模、分野、財政基盤の多様性を前提に、どこまでを設置基準で規定し、どこからを運用で見ていくのかを考えるべき。
- 認証評価の細目省令における確認項目と設置基準は、実は整合が取れていない。認証評価で最も重視している内部質保証が、設置基準に明確に定義されておらず大問題。
- 中長期的には、ダブル・ディグリーやジョイント・ディグリーの活用などによる国内外における大学間の教育連携の推進・強化なども必要。海外大学とのジョイント・ディグリー・プログラムを実施しやすくなるような制度の見直しが必要。

## （専任教員）

- 小規模大学が地域の大学として、地域社会のニーズに臨機応変に対応するには、専任教員に関する大学設置基準上の基準の緩和は必要。一方で、専任教員は、学生支援・指導や大学運営業務にも重要な役割を果たすので、単に授業の業務量が相当するから兼務教員のみという扱いはできない。例えば半分は学生指導もできる専任教員で、半分は兼務だが業務量が相当する先生という考え方もありえる。
- 大学設置基準の教員の条件には地域貢献は書かれていない。教員は、今後、自身の研究領域を超えた授業の担当や、共同プロジェクトへの参画の必要も出てくる。科目と研究業績

の一対一の教員審査から、大きくくりで教育上・社会貢献上の能力を審査する方向に移行していく必要があるのではないか。

- 専任教員審査で、研究業績に偏り過ぎず、大きくくりで教育上の能力を審査するには、具体的にどのような方式が考えられるのか。
- 専任教員については、現行の基準を維持する場合であっても、クロス・アポイントメント制度の利便性を高めて、国内外の複数の大学で教員を共有することもできるようになれば、海外大学との教育連携が進んで、大学のグローバル化が更に進むのではないか。
- 教員の在り方について、最低基準としては現行の水準を維持するか、むしろ向上させてもいいのではないか。一方で、教員配置をクロス・アポイントも含めて、フルタイム換算を基準とするものに変えていくことができるのではないか。今の制度では、専任教員は、科目授業の責任主体として考えられているが、学位プログラムのレベルの長を責任主体とする形にするのが可能なのではないか。
- チームティーチングが極めて重要になるので、教員のクオリティーの問題を個人の問題として考えないということが重要ではないか。
- 専任教員についての論点には基本的に大賛成。教員のエフォート率を細かく見ていくのは難しいかもしれないが、今後、アメリカのように日本でも教員の役割分化が起きてくることを考えると、専任教員数という頭数だけで数えるのはやめた方がいい。
- 専任教員に関する設置基準の別表は、大綱化以前のもをそのまま使っている。大学全体で必要な人数という定め方は見直さなければいけない。
- 専任教員の集合体の単位を考えるうえで、学位認定をする責任主体が非常に重要で、それはつまり学生を指導できる教育環境を保つための教員数や学生定員というふうに関わっている。
- クロス・アポイントの情報は、設置基準上あるいは認証評価上、突き合わせるデータベースがない。全ての大学教員に関してどこの大学・大学院で何%働いているのかのデータベースを作ること将来的に考えていいのではないか。
- 専任教員の役割が広い意味で学生教育全般の教育環境を担保する責任を負う者だと捉えると、教育環境の担保ができなくなってしまうのではないか。

#### (大学通信教育設置基準)

- 通学制・通信制の区分の議論の前提として、通信制に係る現行制度、通信制本来の機能・役割に関する現状をしっかりと把握する必要。
- 通信制の授業方法には多分に進化の余地があり、今後に向けてしっかりした質保証システムを構築すべき。
- 通信制と通学制の大きな差異は、双方向性の担保にある。リカレントの必要性を考えると、双方向でなくても学べる通信制の意義は高まっているので、通信制と通学制を一緒にするのは慎重になるべき。

- 新しい取組を支援するに当たり、単純に通学制と通信制を一緒にするのは無理がある。通学制の中で、ある程度通信制に近い形のもので一定程度認められるような形を考えるしかない。その際、両者では専任教員数の配置と定員の関係が異なっているので、柔軟な仕組みを作っていくことが必要。
- 通学制と通信制という制度と、授業の提供方法、また、大学側がどの程度オンラインで授業を提供するかという話と、受講する学生側の卒業要件としての単位の上限の話とを区別すべき。制度面では、通学制と通信制は対象学生や授業料が全く違う。通学制には、即時の双方向性を持つ授業のほか、キャンパスがあって学生が集うことによって成り立つメリットがある。各制度のメリットもきちんと押さえた上で、今後議論していく必要がある。
- 全寮制やオンライン教育、PBL、サービス・ラーニングなどの取組で非常に高く評価されている海外の大学の要素を大学設置基準に入れ込んでいくことはほぼ無理。教室や図書館の面積などの教育施設ではなく柔軟に考えるべき。

#### (設置認可制度)

- 設置基準・設置認可の要不要に関する議論の結果、不要となれば、すごくいいかげんな大学ができることも許容しようということになる。大学選択も学生の責任になるが、それでも日本の大学は、多様な大学間で競争した方がいいという覚悟をするのか、学生保護を考えるのか、そういう議論がないといけない。
- Society5.0において、各大学が時代の変化・情報技術の進歩に合わせて、文理融合カリキュラムなど社会の新たなニーズに即した新しい学部をよりスピード感を持って柔軟に設置できるようにする必要がある。そのために、現在の設置認可制度の硬直的な運用を見直す必要がある。
- 国が大学の設置認可をする背景には、その大学を作ることによって付けたい国力がある。どういうタイプの大学が将来どれぐらいあるべきかを考えて、設置や退場を考えなければいけない。ビジョンのない認可審査によって大学を設置するのでは、もう立ち行かないところに来ている。
- 設置審査は、学位プログラムごとの学位授与権を審査し、認めるという仕組みであるが海外には、一度学位授与権を付与されたら、その大学は自らの責任でもって新しい学位プログラムを作っていけるという国もある。新設の大学は設置審査で確認し、そこで一旦学位授与権のあるプログラムで認めて、認証評価で評価を受けて、内部質保証が機能していれば、ある程度自由に、それ以降の新しい学位分野の設置は認めてもいいという考え方もあるのではないか。
- 全てを設置審上あるいは規定上で定めるのは難しいので、内部質保証の裁量を与えると同時に、形式的に全部基準に合致していたとしても、設置審あるいは認証評価でノーと言えるような裁量を、設置審、認証評価団体に与えていくべき。

- 現時点で論点に上がっていない大きな課題も考えながら、設置認可を、事前として何をやるべきか、その後、何を認証評価で担うべきなのかというのを整理する必要がある。大学数が多い日本において、認証評価機関も大きな負担は負えない中、設置認可は必要。
- 評価や質保証は、事前評価から事後評価に軸足が移っていく中で、自己評価、認証評価、情報公表に必要な事項を整理した上で、事前評価に何が必要かを考えるべき。
- フィージビリティの問題として設置審査や認証評価でどこまでやるのか真剣に考えた方がよい。キーとなるのは、内部質保証という言葉とその在り方である。内部質保証についてはそれなりに実践も含めて蓄積があると思うので、その辺の蓄積やエビデンスをきちんと出した上で議論することがどこかで必要ではないか。

### (質保証システム)

- 大学の在り方も変わる中、力のある大学がいろいろ試せるよう、自由度を高めることが大事。併せて、担保されるべき卒業生の質や満足度、それに関する情報の透明性を考えたうえで、制度がどうあるべきかを考えるべき。
- ダイナミックに動けるようにという話は、認証評価あるいは内部質保証中心の考え方との切り分けではないか。例えば学部の新設について設置審査を文部科学省でやるのか、それとも内部質保証ができているところは、新しい学位の学部も大学の中での内部質保証で、学内設置審査でいいようにしてあげるのかなど、そういう切り分けをどう考えるか。
- 認証評価は、今の組織体制で大きな負荷を負わせるのは難しいのではないか。変えるのなら、認証評価団体への大きな支援や、内部質保証への支援が必要。
- 認証評価は、社会の変化に対応できる経済的基盤や教育内容の充実など、設置基準ではないところで議論していくべき。
- 本来は大学が自ら内部質保証すべきところそれができていない以上、外部質保証が機能しないといけない。そこのバランスをどうするかは全体設計すべき。
- 自由競争にし、各大学が内部質保証をきちんとして、全部公表して、認証評価がきちんと行われ、公表され、各大学にフィードバックされるというシステムが動けば、何の問題もない。また、海外は、評価機関同士の競争や、評価基準の独自性もあって、どこの評価を受けているのかと自体が価値を持つ。日本はそうになっていないので、どう対応するかが課題。
- これまでの議論で決定的にこぼれ落ちていて、これからますます決定的に重要になってくるのは、資源としての時間であり、教える時間あるいは学ぶ時間、この時間の問題をどういうふうに位置付けるのか。